

議案第65号

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例について

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27年小松島市条例第53号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年9月3日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年小松島市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務の」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「規定による特定個人情報」の次に「又は利用特定個人情報」を、「当該特定個人情報」の次に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。